

証券投資信託約款変更に関する書面決議のお知らせ

このたび、当社では、以下の追加型証券投資信託につきまして、2020年10月9日をもって投資信託約款の変更（以下「約款変更」といいます。）をすること（以下「各ファンドの議案」といいます。）に関して、2020年9月3日に書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を実施いたします。

1. 対象となる証券投資信託の名称

野村クラウドコンピューティング&スマートグリッド関連株投信 Aコース
野村クラウドコンピューティング&スマートグリッド関連株投信 Bコース
野村クラウドコンピューティング&スマートグリッド関連株投信 マザーファンド

2. 約款変更の内容および理由

本書面決議の議案（重大な約款変更）は以下になります。

野村クラウドコンピューティング&スマートグリッド関連株投信 Aコース」および「野村クラウドコンピューティング&スマートグリッド関連株投信 Bコース」（以下「各ファンド」といいます。）は、「野村クラウドコンピューティング&スマートグリッド関連株投信 マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）への投資を通じて、世界のクラウドコンピューティング関連企業の株式およびスマートグリッド関連企業の株式を主要投資対象とし、クラウドコンピューティングとスマートグリッドのテーマに着目した運用を行なっており、両テーマが共に成長を続けていく中で重複部分が増加し、スマートグリッド関連ビジネスはクラウドコンピューティング関連ビジネスに内包化される傾向が強まっており、両テーマの明確な区分けが困難になりつつあります。こうしたクラウド関連分野におけるイノベーションの多様化に合わせ、投資対象をクラウドに関連する企業と整理し、クラウド関連のイノベーションの拡大と多様化を幅広くとらえるため、各ファンドおよびマザーファンドの運用の基本方針を変更し、投資対象をスマートグリッドを含むクラウド関連企業の株式へと拡大する約款変更を行なうため、約款変更に関する書面決議の手続きをとることといたしました。

なお、各ファンドの議案は互いに独立しておりますが、書面決議の結果、各ファンドの議案の一方が否決された場合、各ファンドおよびマザーファンドは約款変更を行ないません。

※なお、各ファンドの議案が可決された場合、以下の約款変更（重大な約款変更には該当しません。）をあわせて行なう予定です。（2020年10月9日（金）適用予定）

- ・ファンド名称をそれぞれ「野村クラウド関連株式投信 Aコース（為替ヘッジあり）」、「野村クラウド関連株式投信 Bコース（為替ヘッジなし）」、「野村クラウド関連株式投信マザーファンド」に変更

詳細は、投資信託約款変更案の新旧対照表をご参照ください。

投資信託約款変更案の新旧対照表

以下は、本書面決議の議案（重大な約款変更）のほか、議案が可決となった場合にあわせて行なう予定の約款変更（重大な約款変更には該当しません。）を含んだものです。

1.

下線部_____は変更部分を示します。

(変更後)	(変更前)
<p><ファンド名> 野村クラウド<u>関連株式投信</u>マザーファンド</p> <p style="text-align: center;">運用の基本方針</p> <p><略></p> <p>1. 基本方針 <略></p> <p>2. 運用方法 (1) 投資対象 世界のクラウド関連企業の株式を主要投資対象とします。</p> <p>(2) 投資態度 ① 株式への投資にあたっては、独自のボトムアップリサーチにより各銘柄にレーティングを付与し、投資候補銘柄を選別します。各銘柄のレーティングに加え、株価の割安度、流動性等を勘案し、ポートフォリオを構築します。</p> <p>②～⑤ <略> (3) <略></p>	<p><ファンド名> 野村クラウドコンピューティング&スマートグリッド<u>関連株式投信</u>マザーファンド</p> <p style="text-align: center;">運用の基本方針</p> <p><同左></p> <p>1. 基本方針 <同左></p> <p>2. 運用方法 (1) 投資対象 世界のクラウド<u>コンピューティング</u>関連企業の株式およびスマートグリッド関連企業の株式を主要投資対象とします。</p> <p>(2) 投資態度 ① 株式への投資にあたっては、独自のボトムアップリサーチにより各銘柄にレーティングを付与し、投資候補銘柄を選別します。各銘柄のレーティングに加え、株価の割安度、流動性等を勘案し、<u>クラウドコンピューティング関連企業およびスマートグリッド関連企業の株式への投資配分にも配慮した上で</u>、ポートフォリオを構築します。</p> <p>②～⑤ <同左> (3) <同左></p>

<対象ファンド>

野村クラウドコンピューティング&スマートグリッド関連株式投信 マザーファンド

下線部_____は変更部分を示します。

(変更後)	(変更前)
<p><ファンド名> 野村クラウド<u>関連株式投信 A コース</u> (為替ヘッジあり)</p> <p>野村クラウド<u>関連株式投信 B コース</u> (為替ヘッジなし)</p> <p style="text-align: center;">運用の基本方針</p> <p><略></p> <p>1. 基本方針 <略></p> <p>2. 運用方法 (1) 投資対象 野村クラウド<u>関連株式投信マザーファンド</u> (以下「マザーファンド」といいます。) 受益証券を主要投資対象とします。なお、株式等に直接投資する場合があります。</p> <p>(2) 投資態度 ① マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として世界のクラウド関連企業の株式に投資します。</p> <p>②～④ <略> (3) <略></p> <p>3. 収益分配方針 <略></p> <p>(有価証券および金融商品の指図範囲等) 第 16 条 委託者は、信託金を、主として、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である野村クラウド<u>関連株式投信マザーファンド</u> (以下「マザーファンド」といいます。) の受益証券のほか、次の有価証券 (金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。) に投資することを指図します。</p> <p>1. ～23. <略> ②～⑥ <略></p>	<p><ファンド名> 野村クラウドコンピューティング&スマートグリッド<u>関連株式投信 A コース</u></p> <p>野村クラウド<u>コンピューティング&スマートグリッド関連株式投信 B コース</u></p> <p style="text-align: center;">運用の基本方針</p> <p><同左></p> <p>1. 基本方針 <同左></p> <p>2. 運用方法 (1) 投資対象 野村クラウド<u>コンピューティング&スマートグリッド関連株式投信 マザーファンド</u> (以下「マザーファンド」といいます。) 受益証券を主要投資対象とします。なお、株式等に直接投資する場合があります。</p> <p>(2) 投資態度 ① マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として世界のクラウド<u>コンピューティング関連企業の株式およびスマートグリッド関連企業の株式</u>に投資します。</p> <p>②～④ <同左> (3) <同左></p> <p>3. 収益分配方針 <同左></p> <p>(有価証券および金融商品の指図範囲等) 第 16 条 委託者は、信託金を、主として、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である野村クラウド<u>コンピューティング&スマートグリッド関連株式投信 マザーファンド</u> (以下「マザーファンド」といいます。) の受益証券のほか、次の有価証券 (金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。) に投資することを指図します。</p> <p>1. ～23. <同左> ②～⑥ <同左></p>

<対象ファンド>

野村クラウドコンピューティング&スマートグリッド関連株式投信 A コース

野村クラウドコンピューティング&スマートグリッド関連株式投信 B コース

3. 変更の適用予定日

2020年10月9日

4. 諸手続きについて

2020年7月21日時点の各ファンドの受益者の皆様に対して、後日、各ファンドの議案に関する議決権行使書面を送付いたしますので、書面決議について議決権を行使される受益者の方は、2020年9月2日（必着）までに、議決権行使書面に必要事項をご記入のうえ、ご郵送ください。なお、議決権を行使されない受益者の方は、各ファンドの投資信託約款第51条第3項の規定により、各ファンドの議案について賛成するものとみなされます。また、各ファンドの議案は互いに独立しておりますが、書面決議の結果、各ファンドの議案の一方が否決された場合、各ファンドおよびマザーファンドは約款変更を行ないません。

各ファンドの議案が可決された場合（各ファンドそれぞれにおいて、賛成する受益者の方の受益権の合計口数が、2020年7月21日現在の各ファンドの受益権の総口数の3分の2以上となった場合）は、各ファンドおよびマザーファンドの約款変更の届出を行ない、2020年10月9日に約款変更いたします。

書面決議の結果にかかわらず、取扱販売会社においては、書面決議前と同様に、通常通り換金（解約）のお申込みをお受けいたします。

各ファンドは、受益者の方が換金（解約）のお申込みを行なったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることによりお申込みに応じ、公正な価格により当該受益者の方に対して解約代金が支払われます。

そのため、各ファンドは投資信託及び投資法人に関する法律第18条第2項に定める委託者指図型投資信託に該当し、各ファンドの議案に反対された受益者の方が受託会社に対して投信法第18条第1項に定める受益権の買取請求を行なうことはできません。

以上

2020年7月20日

東京都江東区豊洲二丁目2番1号
野村アセットマネジメント株式会社